改改改改改改改改改改改改改改改改改改改 改改改 改 正 5 な (そ) た ょ を る り 5 ح つ ) わ ほ に む ね れ カュ め は 平 平 平 平 平 昭 昭 昭 成成成成 成成成成成成成成 成成成成 成成成 成 和 和 六 六 十三年 + + + + ++ 六 ++++++++ 十 十 + 六 六 六 六 六 六 五五 五. 六 Ŧī. 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 十 二 + \_ 八 九  $\equiv$ 兀 六  $\equiv$  $\equiv$ + + + 九 八 Ŧī. 五. 三  $\equiv$ 月二 月二 月三 月二 月三 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 三 + + + + ++ + +  $\equiv$ + + + + + + + + + + +八 兀 八 八 五. Ŧī. 八 七 九 兀 八 Ŧī. 兀 九 + 日 規 則 第 百 <u>二</u> 十 兀 七 七 六 兀 三 九 五九 兀 六 百 ++ + + + + 七 + + + ++ + + 五. 兀 八  $\equiv$ 八 + 九  $\equiv$ 八 + 九 九 七 八 六 + + 五. Ŧī. 뭉 号 号 뭉 뭉 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号

改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改改 正 正 正 正 IE. 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 正 (え) ۇ す 急 き さ て S ま \$ < せ ŧ  $\mathcal{O}$ み  $\Diamond$ ゆ あ け お 本 本 本 亚 平 平 亚 平 平 平 平 平 平 平 平 平 令 令 令 令 令 令 令 令 和 和 和和和和 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 成 和 三 + + +十 + ++ + + $\equiv$ +++ + + 二年 三二年年 + + 一十九 八 七 兀 七七 六 三 元 九 八 Ŧī. 九 八 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 + + 三 三 + 三 三 三 五. 六 三 三 三 三 六 三 九 三 三 七 五. 月三十 月二 月二 月 月二 月 三 三 三 + + ++ +++ ++ + +  $\equiv$ + + + +  $\equiv$ + + + + ++五. 九 五. 六 九 兀 九 六 五. 八 五. \_ 九 九 日 規規 則則 第 百  $\equiv$ Ŧī. 三 三 六 兀 兀 兀 兀 六 兀 八 三 + + ++ + + 兀 + + ++ + + + + + + + 八三 + + + 五七 五四 六 十 六 六 五八 八 四六 五. 号 号 号 号 号 号 묽 号 뭉 号 号 号 号

第二確な条基つ一趣 事例準い条旨 7 (法 を昭 施 定 和 兀 規 + 則基 七 年 昭 法 山和施  $\Box$ 行 築 県 十令基 条 五 例 年 昭 法 第 建 和 四 設 昭 十省 十 和 二令五二 号第年十 四 政 五 以十令 下 号 第法 条以百 第 例 下 三 と 省八 う。 0 と以以 い下下 に う 定  $\otimes$ 令 る 及一 びと の山いう 口  $\mathcal{O}$ ほ県 か建 築 施 必基建行 要準築に

申項 築書 物の 第書

8

る

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

一場 合 一条認 二法危す都建に項 の建請 確 認 法敷は申へ添 請法付 昭の第 書 和地一に六類 面に 第 掲 同 前げ項項 面るに各 道書定号 めに る 及を 掲 び除 もげ <  $\mathcal{O}$ る  $^{\circ}$   $\mathcal{O}$ 建 は八の一ほ 築 処条地をか物 第盤添 を 次い 面え に う とな のけ掲 げ以 高れ る下 低ば 書同 差な 類( じ をら 明な 建 11 築に 1 物係 のる 用省 面 途 令 図 を第 変 更 条 すの る三

لح 隣 示 た 断

び築 作 △ 地 業 + 項号危 三 年 法 の律 貯 第 路 類 蔵 百 若 号 L < 第曲 理  $\mathcal{O}$ 用項 途 第 に 供 号 すに る掲 建げ 築 る 物用 に途 あ地 0 域  $\mathcal{O}$ 7 は地 域 工内 場に 及建

よ第認請 建一第 る八 申 か確十 築条 主の十第険る市築あ 書省 認七 令事規六八物工計物つ 又定条十調場画のて す 第 二は 六 書  $\mathcal{O}$ また 又 条建適第条 でめはた の築用 の別 二副を十七記場 主受七第第又四盤号は条 確削必八に第 十対一事け 条一一は し項へな が八 の以い第の様険 あ条 第 下 も四規式物 の十定 に 認項 申建に八に め若 定 請築限条 ょ  $\emptyset$ る し る第 書 主 り る < \_ 事 既 Ł 省 項存 類は 等  $\mathcal{O}$ ر ح の第 令 かの あ  $\mathcal{O}$ 提 ら建 つ ほ 出項 三 1 第築 て か、 をに は、 条 う 十 物 求お 四に V 不項対 第 項は適 て る ます 六 準  $\mathcal{O}$ でる 条 格 確省 用 لح 制 第 建 令 す 認 築 第 限 る 申第 項 五の 物 請 場 十緩 調 法 書 条 る 二和 合 書 第 又  $\mathcal{O}$ 条を 三别 八は 第受 む十同第記 一け 七条 第 項る 条 第 項 又 建 の第  $\mathcal{O}$ 号 は築 規 一項確様第 物 定項の認 式六 確申一十法

す  $\mathcal{O}$ 

除印令 第 十 条 第 号 ハ 又 は 第 几 뭉 ハ  $\mathcal{O}$ 規 則 で 定 8 る 規 定 は 条 例 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定 と す る

 $\mathcal{O}$ 

第一第一第

 $\mathcal{O}$ り 主や  $\mathcal{O}$ 届 出

条持な取条事条認条 ŋ や建取削証政  $\Diamond$ 築 た はめ き は法 第 工 六 事 条 第 取 1) や項 め又 届は 第 別六 記 条  $\mathcal{O}$ 第 七二 号 第 様 項 式  $\mathcal{O}$ に規 よ定 りに ょ そ る の確 認 旨 をを 知受 事け にた 届建 け築 出物 なの け 工 れ事

第一 保 第にい 建

5

十定十標メ供十維ばを九工八確七 す る 1 も法全な を  $\mathcal{O}$ 超 で八関 え 条す 階 る 第る ŧ) 数 二準 のが項則 五第の لح 以二作 す 上号成 る での等 あ規を 定要 にす カュ よる つり 指築 当定物 該すの 用る指 途 建 定 に築 供物 すは る 部事 分務 の所 床そ 面の 積 他  $\mathcal{O}$  $\sim$ 合れ 計に が類 千す 五る 百用 平 途 方に

識 よル る

]

第 条に 法 第公 九告 条 第 + 三 項  $\mathcal{O}$ 標 識 別 記 第 八 号 様 式 に ょ る

二期 告 要 す る 条特 建 物 定は

第 百条報 用店法を 第 7 十 ] ケ ツ 第定 1 そ項築  $\mathcal{O}$ 規の あ物定指 り品に 販 ょ り 指 を 定 す 該むる 用店特 途 舗 定 にの建 供用築 す途物 るには 分す次 るに 掲 面築げ る 建 築 計避物 ٢ 三階す 千以る

を 当 該貨 途 に 供 L な 11 t のの で他 か売 つ業 当 営 部供  $\mathcal{O}$ 床建 積 物 ので 合 が難 平 外 方の メ階

] 1 ル を 超 え る \$  $\mathcal{O}$ 

供 す 事 る 務 部 所 分 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 床 他 面 積れ に  $\mathcal{O}$ 合 類 計 す が る 千 用 五. 途 百に 平供 方す メ る 建 1 築 ル 物 を で 超 階 え 数 る が ŧ 五  $\mathcal{O}$ 以 上 で あ り か 0 当 該 用 途

に

建 物  $\mathcal{O}$ 定 期 報 告

第 応 十 U  $\equiv$ 묽 令 第 五. 条 第 通期項 لح  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 定  $\Diamond$ る 報 告  $\mathcal{O}$ 時 期 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 建 築 物  $\mathcal{O}$ X. 分 に

定当 期 該 を 定報各省 め告 る をに 件要掲 しげ 亚 なる 成 い時 + 常 八 のす 年 火る 玉 災 土 時 交 に 通 お 省 1 告 7 示 避 第 難 上 百 四著 + 1 号い 。支 次 障 号 が に生 おず いる てお そ 告 れ 示  $\mathcal{O}$ 少 لح いな j 11 。建 築

に 日 十並か第 び告はか年びら一 四 に(四)第 5 月前 当 꽢 項 該 年 条 ま 三 経 日 第 で 月 過 カコ 三 5 す 掲 + 翌にげ る 日 掲 る  $\equiv$ 日  $\mathcal{O}$ げ用 几 月 る 属 途 뭉 三 す 同 及 る +築 次 日 75 月 前 物 号  $\bigcirc$ 日 で に に 五. ま 末 前 お 号 日 で 口 次 11 及  $\mathcal{O}$ 号 7 掲 びに ま報 単 げ で告 平 掲 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 成げ 建 間 三 る 日 用 か 十 建 途 一築 年 物 لح かに い難 ら該 う 階 て 起 当 以 三 算 す 外 年 L る に 7 を も供階 三 経  $\mathcal{O}$ L を 年以な法 過 す 外い別 と る のも表 日  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ が年のを一 あ  $\mathcal{O}$ 除(い) 四平く欄 る 月 成  $^{\circ}\left( \longrightarrow\right)$ 場  $-\Xi$ 項

日 成 並  $\equiv$ か ら十に示 年前第 起 カュ 条 5 第 第 起 て 三 算号 号 に及 年 し て三げ を び 第 経 過 六 年 る ごと 号 す 建 る 日 に 築 掲  $\mathcal{O}$ 物 が年 げ の平 る あ る 建 几 成 場 月 築 合 物 + に 日 九 避 はか 年 , 6 5 難 兀 当 갶 月 以 該 年 外 経 三 日  $\mathcal{O}$ 月三十 過 か 階 す 5 を る 꽢 用 日 年 0) 日 途 三に 属 月 供 同 す 日 三 L る 前十な 月 1 に  $\mathcal{O}$ 末前日 Ł 回ま  $\mathcal{O}$ 日 で を  $\mathcal{O}$ 報及 除 ま で告び < のの平じ

2 基 ŋ 方 法 定 準 建 及  $\Diamond$ 築 並 び る び物 結同に  $\mathcal{O}$ 果 告 調 定 の示査期 す 判第 結 調 定一 果 杳 基第表報 準一を 告 へ 項 定 に 以 第め お 下 る け 号 件 る 調 に 平 調 査 規定する建築物 査 成 二 項 及 目 び 等 + 定 年 期 とい 国 点 土 、 う。 検 交通 の法 に お 省 第十二条第 け 告 る 付 示 点 加 第二 検 す  $\mathcal{O}$ る 百 項 調 項に 查 + - 二 号 ) 項 規 方 目 定 法 箬 す 第及 は る U 調 の結 次 查 規 果 の定  $\mathcal{O}$ 項に に 判 目 よ定

ものに限る。) 明器具及び懸垂物等の状況の内部 扉、防火シャッ階の主要なものに限る。以下「の内部 扉、防火シャッ階の主要なものに限る。以下「建 築 物防火設備(防火常時閉鎖した状態にある防火原	調査項目
に照 (各目視又はこれに)	調査方法
確認する。 閉鎖又は作動に支障があ ること。 ること。	判定基準

定

人の通行の用に供する部分に設け	常閉防火扉の固定の状況	化及び損傷の状況常閉防火扉の本体、枠及び金物の劣	常閉防火扉の取付けの状況
正ない。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。 で足りる。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	認する。目視等又は触診により確
が大区画に用いる防火設 が大区画に用いる防火設 が大区画に用いる防火設	固定されていること。常閉防火扉が開放状態に	能に支障があること。により遮炎性能又は遮煙性変形、損傷又は著しい腐食	と。との関でないこと。

					等施避		
	等備設	の他のそ	等備	設煙排	設 難 段 階		
	装置用の照明	1 ター エレベ	排煙設備	防 煙 壁	特別避難階段		居室の換気
況照明の妨げとなる物品の放置の状	非常用の照明装置の作動の状況	の作動の状況る乗降ロビーをいう。)の排煙設備十九条の十三の三第三項に規定す昇降路又は乗降ロビー(政令第百二	排煙設備の作動の状況	可動式防煙壁の作動の状況	の状況の排煙設備の作動階段室又は付室の排煙設備の作動	況 換気の妨げとなる物品の放置の状	換気設備の作動の状況
目視等により確認する。	る。 明装置の作動を確認す各階の主要な非常用の照	作動を確認する。各階の主要な排煙設備の	作動を確認する。各階の主要な排煙設備の	壁の作動を確認する。各階の主要な可動式防煙	作動を確認する。各階の主要な排煙設備の	目視等により確認する。	作動を確認する。各階の主要な換気設備の
放置されていること。照明の妨げとなる物品が	- しないこと。 非常用の照明装置が作動	と。 と が作動しないこ	と。 排煙設備が作動しないこ	いこと。	と。 と。 排煙設備が作動しないこ	放置されていること。換気の妨げとなる物品が	と。 換気設備が作動しないこ

令 第 五 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 報 告 書 は 報 告  $\mathcal{O}$ 日 前 三 月 以 内 に 調 査 L 7 作 成 L た Ł  $\mathcal{O}$ で な け n ば な 5 な

3

- 令 第 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 定 ょ ŋ 定 る 書 類 は 付 近 見 取 义 لح す る
- 第 🔍 4 告 要 る 等 にの よ指め 定
- 物十定 に四期省 設 条 報 け る法を五 防 第 火 十す 設 備 条特 の第定 う三建規 ち 項 築 の設に 次に 規備 掲 定 げ る Ł り  $\mathcal{O}$ ع 指 す 定 る す る 特 定 建 築 設 備 等 は 第 + 条 各 号 に 撂 げ る 建 築
- 随常 時 時 動動 を し でた き 状 る態 防に 火あ 設る 備防 ~ 火 防 設 火 備 ダ ン 防 パ火 屝 をの う 除 5 < 各 階  $\mathcal{O}$ 主 要 な £  $\mathcal{O}$ 12 限 る

## 備

- 第 属日十建二一 省すへ五築 同条設 令る 第月日 六の前省等閉閉 条末に令の鎖鎖 前第定又又 第日 回六期はは 三 項まの条報作作 ので報第告 報の告一 告間の項 と 日  $\mathcal{O}$ はすか規 5 る 定 。 起 に 算よ L 1) て定 8 年 る を報 経 告 過の す時 る 期 日 は が あ毎 年 る 兀 場 月 合 に は日 、か 当ら 該 翌 経 年 過三 す月 三 る 日 十  $\emptyset$
- 2 3 11 条物ず令 も六 最 条 報初第 に四 報項 告の す規 る定 場に 書 合よ にり 報 限定 告 るめ  $\mathcal{O}$ 。る 日 一書 と類 前 三 すは 月 以 。付 内 近 に 見 取 検 査 义 及 L 7 75 作 建 成 築 設 L た 備 等 Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 位 で 置 な を け 示 れ す ば 平 な 5 面 义 な

る

- 定 期 告
- 第 経年十工へ 過 三五作い省 す 月 第る三ののれ第 日十二 条の一 属日省 す (令 のる同第 日六 第の前条 三末にの 前 回の  $\mathcal{O}$ で報第 書の告 \_\_ の項 لح 日の か規 す る 5 定 。起に 算 ょ L ŋ て定 <del>\_\_\_</del> 8 年る を報 経 告 過の す時 る期 日は が ` あ毎 る年 場四 合 月 に 一 は日 カン 当ら 該 翌
- 2 ば 令 5 六  $\mathcal{O}$ 二月 項日  $\mathcal{O}$ 報ま 告 は間 報 告  $\mathcal{O}$ 日 前 三 月 以 内 に 検 査 L 7 作 成 L た t  $\mathcal{O}$ で な け n
- 3 期報省な省 令 告す第な にる六い 関場条 す合の 書限の 第 兀 存と項 期すの 間る規 定 に ょ り 定  $\Diamond$ る 書 類 は 付 近 見 取 义 及 び 配 置 义 11 ず れ ŧ 最 初
- 定に るに 類る  $\mathcal{O}$ 保(

屎し二一区十 分五 省省に条 令令応の 第第じ三 ののれ令 三三ぞ第 第第れ六 当 条 項項該の 第第各三 八七号第 号号に五 及の定項 び書め第 第類る二 期号 号当間の と規 す 定 類類るに ょ ŋ 定 8 る 期 間 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 書 類  $\mathcal{O}$ 

- $\mathcal{O}$
- 六 六 条条そ省 九 の該 書書 当 提 該出 書を 類受 のけ 提た 出日 をか 受ら け三 た年  $\exists$ カン 5 \_\_ 年

尿 浄 化 槽  $\mathcal{O}$ 設 置

第 + 六 条 法 第 三 + 条 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 屎し 尿 浄 化 槽 を 設 け る 場 合 に お け る 省 令 第 <del>\_\_</del> 条  $\mathcal{O}$ 第

2 項 県政の の令確 区第認 域三申 (十請 下二書 関条に 市第は 宇 項 屎 上第 部第尿 市一净 ` 号 化 山の槽 口表調 市の書 衛( 萩 生 別 市上記 特第 防に十 府支一 市障号 が様 岩あ式 国る 市とを 及認添 びめえ 周てな 南規け 市則れ のでば 区指な 域定ら をすな 除るい く区 域 は す山

位

第一 な十道る口 条の 省 置 令の 第指 九定 条の の申 申請 請 書 は 道 路 位 置 指 定 申 請 書 別 記 第 十 号 様 式 に ょ 5 な け れ ば な 5

第 \_ 2 八路省い七路 条の令 位第 法置九 条  $\mathcal{O}$ 承 諾 書 は 道 路 位 置 指 定 承 諾 書 別 記 第 + 三 号 様 式 に ょ 5 な け れ ば な 5 な 11

杭、十道 别 記 第 + 第の 几 四標 号 十示 様 式 条 第 に ょ 項 ŋ 第 標 五 号 示 くし に な 規 け 定 n す ば る な 道 5 路 な  $\mathcal{O}$ 1 位 置 た  $\mathcal{O}$ だ 指 L 定 を 側 受 溝 け 等 た に 者 ょ は ŋ そ そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 位 位 置 置 が を 明 標 5 示

カコ 準八築前事前な 用条物項に項場 の又の届の合 二は検け規又 そ査出定は 条のをてに土 よ地 第地けそるの む十とたの標状 。五道標檢示況 条路示査をに はをしよ 受たり 移けと標 動なき示 さけは杭 を てば道設 し六るはな路置 ら位す らな置る ない標 示と 届が 困 別難 記な 第場 十合 五は 号 、 様こ 式の 狠 にり よで りな 11 そ  $\mathcal{O}$ 旨 を

受 せれ な

知

 $\sim$  3 たと 書 係 `に

第 て十建 す 場 合 を 例 敷 含 第だの 十 し関 八 た 第関 だ十す 条 認 た定 第だの 二し申い 十書請 条 ` 第 第 三十 号 七 又 条 は第 第四 二項 + \_ 一条 条例 た第 だ十 し九 書 条 のに 規お

定い

第よ 五認 様を のけ こぅ に لح 次す にる 掲 者 げは る、 書建 類 築 を物 添又 えは てそ 知の 事 敷 に地 提と 出道 し路 なと けの れ関 ば係 なに ら関 なす る 11 認 定 申 請 書 別

前付 号 近 掲 取 げ図 も配 の置 か各 知 平 事 面 が図 必 及 び が立 あ面 义

る ほ 要 る لح 認  $\Diamond$ る 類

変 認  $\mathcal{O}$ 

二書申す十私一一 十路以十路第十を請る九道 と十条添書道条の 路 えへ な条知て別を法更に見号定 記含 第又 す第道規は知第む四は 事十 十 廃 十指は私の六以五止 道承号下条の 前の認様同第承の図 項変を式じ一  $\overline{\phantom{a}}$ 項 規又け又 に申 定はなはを規請 に廃け私変定 よ止れ道更す をば廃し る 私承な止 場 ら承又合 のすな認はに 変るい申廃お 請止い L 書 7 ょ 別 う 私 کے 記 道 第す 十る 法 七者第 号は四 ` 十 様 式そ二 れ条 にぞ第 省れ一 令 項 第私第 九道五 条変号 の更に 承 承 規 諾 認 定

の更受 لح き  $\mathcal{O}$ 旨

\_ 2 第 る 道認 更  $\mathcal{O}$ 承は 認 をそ L た 場を 合 告 に示 準す 用 る す る

第 等上一 る四の定 二定 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 指 定 す る 道 は 幅 員 が 几 メ 1 1 ル 未 満 八 メ 1

指道 更 止

第一 市二地変二 のの又 二指は知定と法すの事 定廃事 法の止は変 第なを る第は 表二域と四廃 第第のは一の 、条 告 欄項築そ第示 に第物の一 項 旨 第 を 告 四 示 号 すに 規 定 す る 道 路 又 は 同 条 第 \_ 項 に 規 定 す る 道  $\mathcal{O}$ 

一建 八に る 率

二用物する二用定二道ルニ道 都十途 十途のる 計条域積た計条域更条のの条み八 のの率だ画  $\mathcal{O}$ し区 域 定最 都 市 計に五いす法又 十区を画同十区 法 第の条内き十 + 場 条 合  $\bigcirc$ 四掲 0 げ号係 る て  $\mathcal{O}$ 項区規容 第 域定積 にに 当 号 応 ょ 該 のじ 容 り 地 積 定 率区そ  $\Diamond$ の計れる 画ぞ数 最 にれ値 高 限関同は す 表 度 るの別  $\mathcal{O}$ 数都第表 市三第 値 計 欄 \_ 上 す画にの るに定第 。おめ一 いる欄 7 数に 建值揭 築 とげ

二地容 X. 三指 法の高 第な限 五い度 表三域定 条内め 第第のた 建 欄項築 第物に 掲六にあ げ号係 るのる 区規建は 域定蔽 にに率 ょ 応 じり 定 そ 8 れる ぞ 数 れ値 同 は 表 の別 第 表 四第 欄 にの 定第 **⋈** → る欄

数に

値 掲

とげ

物す  $\mathcal{O}$ 蔽た 率だ のし 最 髙 全十限限市 度 を画 定法 め第 た十 場 条 合  $\mathcal{O}$ に あ四 第 0 7 は項 第 号 該 建の 地 蔽 率 区 の計 画 最 に 高 限関 す 度 る  $\mathcal{O}$ 数都 市 値 計 لح 画 す に る お 1 7 建

建 蔽 関 る

+ 地条に 界法す 第 の五制 長三の の条緩 三第和 の項 第 上号 がの 規 以定 上に のよ ŋ 路指 定 す る 四 敷 地 二は 次 規に 定 掲 げ る 敷 地 す る

に 接 敷 す る 境 敷 地線 分 以 渞 法 第 + 条 に す る 道 を う。

用 涂 地公 二指 広 定 表い川 そ 他 類 す る 空 地 に よ斜 接 線 す る 敷 地 で 前 号 に 掲 げ る 敷 地 12 準 ず る ŧ

用の二 最 + 高 三 が 十 で第区 あ三域の る(に)内 区欄の 域の建れ に 五築 あの物 つ項に て の係 は 規る 定道 に路 五. n 定制 と め限 す る る 数 値 は 五 建 築 物  $\mathcal{O}$ 建 蔽

率

 $\mathcal{O}$ 

地 定  $\mathcal{O}$ 建 に る 隣 線 限

第 率十途 の三 高のの度のの 限三指 度 が法の分法の 十第なの別な河 分五い七  $\mathcal{O}$ 十 区 四六域 条内 で第 あー る項築 区第物 域二 に号係 あニ 9  $\mathcal{O}$ て規接 は定斜 に よ制 • ŋ 五定 8 لح る す 数 る値 は 五. 建 物  $\mathcal{O}$ 容

三 斜 に る 第 建 百 築 三 物  $\mathcal{O}$ 可条後  $\mathcal{O}$ 退 十距 離  $\mathcal{O}$ 五算 路号定 ののに 上規お 定 11 7 よ除 り カン 定れ  $\otimes$ る る建 建築 築 物 物  $\mathcal{O}$ 下の部 分

途項 に第条線最条域限条域園 供四の制 す号四限 る  $\mathcal{O}$ 建規政係 定令 築 物 に  $\mathcal{O}$ ょ 部 る 分 許 十 لح す を る 受 け た第 道 空 にに 設 け 5 れ る 渡 り 廊 そ部 の分 他は  $\mathcal{O}$ 通法 行 第 又 四 は十 兀 運 搬条

敷  $\mathcal{O}$ 盤 面 L 高 低 特

ト地二道の第二道積二 盤十路用一十路 面四面 を 条と 減の じ 高 た さ 政 地 t لح 令  $\mathcal{O}$ 前 第地 面 百 道 高 路 十に 五著  $\mathcal{O}$ 11 条 位高 置 さ OV) に لح 第 あ  $\mathcal{O}$ る差 二差 が項が ŧ 三のあ  $\bigcirc$ と メ 規る ] 4 定場 な トに合 よの ル を り 超定例 え 8 る る 場 前 面 に道 お路 いの て位 は置 は そ の建 差 築 か物  $\mathcal{O}$ 敷 メ 地 ]  $\mathcal{O}$ 

垂

十 存 十 直 ル 六の五積 条 建 条 築 条物政 例に令 対第 す 八 +制六 条限条  $\mathcal{O}$ 第 緩 和項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ 1) 定 8 る 数 値 は 别 表 第 に 定 8 る لح お n す る

十る  $\mathcal{O}$ 知 事 が 定  $\Diamond$ る 範 开 は 増 築 又 は 改 築 に あ 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 増 築 又 は 改 築

に

可二許様係 の十可替る 区七申に部 分条請あ分 書つの 応省のて床 じ令添は面 第付そ積 同十書のの 表条類す合 べ計 てが と五 す十 る平 方 メ ] 1 ル を 超 え な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ لح し、 大 規 模  $\mathcal{O}$ 修 繕 又 は 大 規 模  $\mathcal{O}$ 模

第

に のの 下 四 欄第 に一 掲 項 げの る規 書 定 類に そよ のり 他定 知め 事る が図 必書 要 又 がは あ書 る面 とは 認 め次  $\mathcal{O}$ る 表 書 類  $\mathcal{O}$ 上 لح す 欄 る。掲 げ る 許

ただし書の規定による許可	第七項の規定による許可第七項の規定による許可にくは第七項又は第八十七条の三第三項、第六項若しくは法第四十三条第二項第二号、第八十五条第三項、第六項若	許可の区分
三 許可を必要とする理由書二 敷地の断面図及び写真 平面図、立面図及び断面図	一 付近見取図、配置図、各階 一 付近見取図、配置図、各階 一 付近見取図、配置図、各階	書類

	項第 、十第第項
四 許可を必要とする理由書三 環境図 無地の断面図及び写真日影図	四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第四項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十五て準用する場合を含む。)、第五十五条第三項、第五十五一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項)
平面図、立面図、断面図及び一付近見取図、配置図、各階	第四項、第五項若しくは第六項第三号、第五第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項
五 許可を必要とする理由書四 環境図 る。)	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
三 機械配置図(工場の場合に限二 敷地の断面図及び写真階平面図	項ただし書、第十一項ただし書、第十二項第七項ただし書、第八項ただし書、第九項書、第四項ただし書、第五項ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書

付令 地近第 見十 取 条 図の 几 工及配第 置四 図 項 ` Ø 平規 面定 図に 又よ はり 横定 断め 面る 図 図 及書 び又 側は 面書 図面 又は 縦次 断に 面揭 図げ る 書 類 لح す

は

敷  $\mathcal{O}$ 断 図面 义 び の写 場真

2

機 械 図配 置 合 に 限 る

可境

を 必 要 لح す る 理

認六五四 各 号 に 添 掲 げ る t  $\mathcal{O}$ の由 ほ書 カュ 知 事 が 必 要 が あ る لح 認 8 る

類

定 書 類

図政の + 七申前許環 規付 定近条請 見  $\mathcal{O}$ に <u>ー</u>の ょ 取 る 図 七認 省 付 条 定 配 令 書 置  $\mathcal{O}$ 第 十 場 义 + 合 条 に各  $\mathcal{O}$ 十あ階 几 平 \_ つ  $\mathcal{O}$ て面 は図 断 面立 項 図面  $\mathcal{O}$ 及 図 規 び 定 日断 に 影面 ょ 図図 を及定 除 び  $\Diamond$ き り 、 影 日 る 図 よ法図 第 認四法 定十第 次 の四四 条十 掲 合第三 げ る あ項第 第二 類 三項 号 第 又一 は号

を 除第

令

百

+

 $\mathcal{O}$ 

第

項

若

L

<

は

第

+

二項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

る

場

0

て

は

日

三二 敷  $\mathcal{O}$ 断 面 义 及 び 写

 $\mathcal{O}$ 規 境 地 定 义 に よ法 る第 認四 定十  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 場条真 合 第 を 除項 第 号 又 は 政 令 第 百 三 + 七 条  $\mathcal{O}$ + 第 + 項 若 L < は 第 + 項

لح す る

五四 る Ł の理 二の由 必 لح  $\Diamond$ る

ら省 な 令 前 認 い第各定 十号を 条に必 の掲要 四げ  $\mathcal{O}$ 第 項ほ書 のか 承 諾 知 書事 はが 土 要 地が 通あ 行る 承 諾 認 書 別書 記類 第 十 八 号 様 式 に ょ 6 な け れ ば

建な 築 協  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請

第 可十 建建申八 築請条定 協協書 定定众法 区書別第 記七 第十 十条 九第 号 一 様項 式又 は に第 次七 に十 掲 六 げ条 るの 書三 類 第 を二 添 項 えの て 認 知可 事を に受 提け 出よ う L なと けす れる ば者 なは 5 な建 い築 。協 定

域 法 第 七 + 条 第 項  $\mathcal{O}$ 建 築 協 定 区 域 を 11 う 以 下 同 U 並 び に 当 該 建 築

協

定

定地 書形 を 地 表 る

- $\mathcal{O}$ に及 あっび 7 +: の示 証所す 有 る 者 図 等面 法 第 六 + 九 条  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 所 有 者 等 を 1 う 以 下 同 ľ
- 意 が を す 類

لح

- 五四 号のの に所 有 者 等 に 関 す る 調 書 が記書 +号 様 式
- 法 第前土全建域 七各地員築内 + 兀 条 掲 第 げ る 築項 ŧ  $\mathcal{O}$ 法  $\mathcal{O}$ 第ほ 更七か + 可六知 条事別  $\mathcal{O}$ 三必第 第要 六 が 記項あ 12 る お لح 十い認 てめ 様準る 式用 書 す 類 る 場 に合 前を 項含 各む 掲の 認 可
- え 加提は L れ定 ば変 な b な 11 0

う

لح

る

者

建

協

認

申

請

書

別

第

号

 $\mathcal{O}$ 

号

に

げ

る

書を

類受

をけ

築

- 第 知第二建添よ え法事二十 十八協て 七提号条定知す 十出様のへ事 二のに 五し式  $\mathcal{O}$ 三法入出 第の 七届な 二な建十出け と物へれ項ら築五 を法ばのな協条 つ表第な意い定の · <u>X</u> 域 第 内 の項 加の 入 意 に 思 係を る 表 土 示 地 L  $\mathcal{O}$ ょ 地 う 形 لح 及 す び る 地 者 物は を 表建 示 築 す 協 る定 図加 面入 を届 添( え別 て記
- 2 第に L 第ばに 思 を 条い表 示 L ょ う と す る 者 は 建 築 協 定 加 入 届 に 次 に 掲 げ る 書 類

れ

- 一添 係 九協土建る建て のの協地協事 定の定に 第止有に地区提条な 加形域出のけ 隣 び接な 地地け 七ら てす十な 地図第 の面二 項  $\mathcal{O}$ 建 築 協 定 区 域 隣 接 地 を い う  $\mathcal{O}$ 区 域 内  $\mathcal{O}$ 加 入
  - 三二 わ及 る に い示 土る 所 有 者 築  $\mathcal{O}$ 全 員  $\mathcal{O}$ 合 意 が あ 1 た لح を 証 す る 書 類
  - 建 築 所 者 等 可 に 関  $\mathcal{O}$ 申 す 請 る 調 書
- 添可二 を +受 け条定地築土築知 ょ う 法 廃 لح す 七の る 十 認 六 は条 第 ば建 築項 協  $\overline{\phantom{a}}$ いな定法 てい廃第 止 七 認 + 可六 申条 請の 書三 (第 別六 記項 第に ニぉ + 11 一て 号 準 様用 式す る に場 次 合 にを 掲 含 げむ る 書〜 類の を認
- 土建て 地地築知 の協 み所定に を提 有 廃出 止 す る 閣 す にな  $\mathcal{O}$ 書 土 地  $\mathcal{O}$ 所 有 者 等  $\mathcal{O}$ 過 半 数  $\mathcal{O}$ 合 意 が あ 0 たこと を 証 す る

書

類

え

事

L

な

け

n

5

ょ る 制 限  $\mathcal{O}$ 緩 和 に 係 る 認 定 申 請 書 等  $\mathcal{O}$ 添 付 書 類

を

に

+ ょ り省 定令 る十 図 条 又 十 は六 書第 面 一 は項 第 次 四 に号 掲 及 げび る第 書三 類 項 と第 め事す三 る号 並 び に 第 十 条  $\mathcal{O}$ + 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 

义 に 項 証 書

号 請 に区 掲 域 げ内 るの も土 の地  $\mathcal{O}$ ほ地 か籍 知 及 事び が求 必 積 要 図 が並 あび る と登 認記 類明

全 二の 認 定  $\sim$  $\mathcal{O}$ 潍 用

書定て項よ第つ三 律を十類には又る八い十体 ょ 「は確十て条計 る法第認七準の画 由認第八 条 用 定八十 と のす 七あ四 る 第 と六条 る 又 読条ののはこ 条  $\equiv$  $\mathcal{O}$ は第の  $\mathcal{O}$ 4 第 替 八 八場 規 第 一省十合定 え 三項令八には る 項の第条お ŧ の規十第い省  $\mathcal{O}$ 法定条一て 令 لح す第にの項 若第 + 八 る ょ 条 + + る L 七 認三く の 二 条 条定第は第 + \_  $\mathcal{O}$ 第 と項二項中 第 省申に 項令請お法 項 に第書い 及 第 お十にて六 び 条のの用の + 準二です 条 用十はる項 0 兀 - 場 す + 第 法 合法 る 一第 場 几 を 第 項八含 第 八 の 十 を ts + 申六 含 項 む請条)  $\mathcal{O}$ 書  $\mathcal{O}$ 申 第 に八規 のつ第定 規い一に

 $\mathcal{O}$ 

使 △ 経 一 用平 由条経 成 L 十 て知 7 申四提事 請 年出に す法し 提 る律な出 場第け す 合百れる は五ば書 十な類 \_ らで の 号 限 な次 限 NO 第 0 ŋ 表 で六たの 条だ 上 い第し 欄 12 項情 掲 の報げ 規通 る 定信 ŧ, に技  $\mathcal{O}$ よ術 は りを 同活そ 項用れ にし ぞ 規たれ 定行同 す政表 るの  $\mathcal{O}$ 電推 下 子 進 欄 情 等 に に 掲 関 げ 理す る 組る 機

省省省省省 令令令令令 第第第第第 +++++ 条条条条条 ののののの 四 四 四 四 のの第第 十十二四 第第項項 第 - -  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 項項許許 項のの 可 可 の指認 申 申 指定定請請 定申申書書 取請請 消書書

申

請

書

市設所 町 備 轄 の等 市 長の町 を敷長 い地へ の道 う 所 路 以在 下 地 建 同を 築 じ 管 物 轄 す 建 る築

令令令令 第 + +条条条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + ++ 十六六 第 第  $\equiv$ 一項項項 項のの  $\mathcal{O}$ 許認認 可 定 定 申申 請 請 書 書 書 又又 はは 許 許 可 可 申 申 請 請 書書

第第 ++  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 認 定申 取 請 消 申 請 書 又 は 許 可 取

申 書

条  $\mathcal{O}$ + 三 第  $\mathcal{O}$ 全全 画 認 定定 申 請 請 書書

十十令令 八七第第請 条条十十 の第条  $\mathcal{O}$ の項ニ o +道四 物路第 は置項項 そ指の 定 申体体 地請計計 書 画 認 申

建 築 又 位  $\mathcal{O}$ 敷 لح 道 路 と  $\mathcal{O}$ 関 係 に 関

る 申

第 第 す 第 第 省 省 消 省 省 省 省 + 九認 +条 定 九  $\mathcal{O}$ の私請 建 道書 築 変 協 更 定承 廃 認 止 申 認請 書 可 申又 請は 書 私 道 廃 止 承 認 申 請 書

意な条し確  $\equiv$ 第 7 11 認 + 提 申 項出請 L 書  $\mathcal{O}$ 規な 建 省 定け 築 にれ 令 主 第 よば 事  $\equiv$ な 築 り 6 条 同 に 項な第 提 にい一 出 項 規 す 定たの る だ 確 す 省 る L 認 令 申 電 第 子 情 請 報書 情 条 通及 報  $\mathcal{O}$ 処信び  $\equiv$ 理 技 同 第 術 条 組 を第 織 項 活 な  $\mathcal{O}$ 用項 使 確 しの 用 認 た 確 L 申 行 認 7 請 申政申 書 の請 請 推書 省 す 進は令 る 等 場 に所 合 関 轄 条 は す 市の る町二 法 長  $\mathcal{O}$ 限律 を り 第経項 で六由の

第

見 告 料  $\mathcal{O}$ 提 出

第 三 対 + 三 L 条報 都 市知又 は計事は 画 は資 等 第 に 三 関 十 す 意 条  $\mathcal{O}$ を書 求 類 を  $\Diamond$ 審 る 査 لح す る た で き 8 るに 必 要 が あ る と 認  $\Diamond$ る と き は 所 轄 市 町 長

2 都 市 建 計 築 画 主 等 事 等 関 す る 前 報 条 告  $\mathcal{O}$ 若 書 類る L < を は審見 資 査 料す のる 提た 出め 又に は必が 当要 該が あ 建 築 る 物 と 認 が 建 8 築 る 基 لح 準 き 関は 係 規 所 定 轄 市 法 町 第 長 六 に 条 対 第

き項 規 定 す る 建 築 基 関 係 規 定 を 11 う に 適 す る カ う か に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 意 見 を 求 8 ること が で

該十るに は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ず れ 該 す  $\mathcal{O}$ あ る 認 め る と き は 市 町 0 長 に 対

V 第 承 認 1 号 必 告 又 は 資 定料  $\mathcal{O}$ を 8 る こ と が できる 物物

第 第 定 条 =条条は知 項項に 規規な 定定報 ょ る 指 受 受 提 る 必必求 がが ああ るる あ域建建 築築

几 ょ 承 認 け る

兀 条 第  $\mathcal{O}$ 規 定 ょ る 定 を る 必 要 が あ る

第 第 第 +++条 第 第 のに 定 に指 ょ る 定け を る る 道 路

四 四 条 第  $\mathcal{O}$ 定号 に よ規 る 指 る 要け が あ必 る要

十十十九八七六五四三二一当三 兀 + 条 第 規規規四 に ょ ŋ 水 平定 距を 定規受離受指受 定けのけ 指 定必受 を 受 け る け受道必道が区 要 が あ

る

道

条 条 第 第 几 第  $\mathcal{O}$ 号 定定 ょ 第 る 指 の号定 規のを に る ょ 必 る 要 定指が 定あ をる あ

法法法法法法法法法法 政法第第第第第 令 別 五 五 五 四 第表十十十十 条 条 第 第 項項項項項項項項 第 又 は 同 項又に 第は 号 三 号 1  $\mathcal{O}$ 定定 に に ょ る ょ る 指 る指 必定 を を 受 が受 あけるけ る必る 要必 が要 があが あ る

百第六  $\equiv$ + o備 条 考 の第 第号号 一の又 項規は の定同 規に ょ 定 に る よ指規 る を 受 定 をけ 受 け 要 る 必 要 がる あ区必 る域要 街 X

 $\mathcal{O}$ 附規附 則 則は則 昭昭 和和 六 五 ++ 年 九 規年 則四 第月 八一 十日 号か 5 抄 施 行 す

る

施 行 期 日

1

規 は 日 す

 $\mathcal{O}$ 附規附の 則 則は則則 昭昭昭 和和和公 六六六布 + + + 0年年年か 規四規ら 則月則施 第一第行 五日一 号か号る。 b 施

行

す

る

三

- 18 -

る区る

区域区

域

域

0 則は則は則は 平 公 成布 規六規か規か 第 施 四行

ら則 る号

 $\mathcal{O}$ 則 平平平公 成成成布 五五の 年 年 年 日 則月則 第 施 九十四行 五十 す 日 六 号か号)

施 行 日

 $\mathcal{O}$ 

則

附規

六

+

b

施

行

す

1

 $\mathcal{O}$ 規措規期 置則 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 す る

経 の過

2 記で項地にら 同れ二 第のへ 域 十間同 号 に 条 7 八は法関  $\mathcal{O}$ 11 第 す 規 る 第 則 改二 る 定 都 \_  $\mathcal{O}$ 様 式正十 都 に市条施 前二 市 ょ 計の行 その条 計 る 画 規の の建第画 改区定際 三 築 一 が 正域に 現 一 基 項 決 よに 後に 月則の準に定 る  $\mathcal{O}$ 係 一第規法お さ 都 る 改市 五定施いれ 市用 正 計 行て た  $\overline{\phantom{a}}$ 計途前 画 ら八用細読 لح 画地の法 涂 則み き 法 域 都 及 第 替 は 第 内 批 市び 域二え  $\mathcal{O}$ 計 建 当 十る に 章 建 画 築 七場該 係 の築法 基 条合 都 規物 る 部第を 市 定に昭 三含 計 につ和の 分 号む画 <sub>V</sub>、四 ょ に 及  $\mathcal{O}$ + り 7 限 び 決 三 は る 第の定 、年 当 六規に 該平法正 定係 都 成 律 す に る 市八第 る 別 よ都 計年百 な 記る 市 画六号 お 第告計 区 月 そ 示 画 域 の平  $\mathcal{O}$ 号が法 十 規 成 効 様あ第 四 定 四 式 2 11 日 に年 を 並た十 よ法 てへ 有 日 条 同 U り 第用日定第 。別ま一途前め八

 $\mathcal{O}$ 規 附 則 は則は則は則は則号 平平平平平平 成 成 + +年年年年年年年年 規五規 規 几 月 則 第 第 九 日 か十 5 七 施 号 号 行 す る

則

百

 $\sum_{}$ 

 $\mathcal{O}$ 

則

規附

成成

++

日

施 号

行

す

る。

か十

 $\mathcal{O}$ 則 成成成 則月 日 か四 5 号 施 九 行 す る

 $\mathcal{O}$ 則 ら五 行 す る。

 $\mathcal{O}$  +。か年 ら規 施則 行 第 る号

た

だ

L

第

+

六

条

第

項

及

てバ

別

表

 $\mathcal{O}$ 

改

正

規

定

は

平

成

十

五.

す一

四こ 月の の 行 附 規 附 規 附 規 附 一 規 附 日則 5 平公平平平平施公平 成布成成成成成行布成 +の++++す 六日六五五五五る日五

年

二第 七十三 -+日 九 か号

b

施

行

す

る

第 + 号

則 日 八ら 施 行

則

号

す

る。

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

則

年か年年年年年 規ら規九規四規 則施則月則月則 第行第 五す四 十る十か 号

こ施 は 平 成 + 六 年 十 <del>---</del> 月 日 カン 5 施 行 す

る

1

2 第建り 二ペ建 経 規附規附十い築  $\mathcal{O}$ 過 二率物規措規期 日則は則は則は則条のの則置則日則は則は則は則かは則 の最建のご 平平平平平平二高个施 成成成成成成及限い行 ++++++は度 率の 第に又際 二つは現 十い容に 二て積都 第一第条は率市 `に計 か十か十三当関画 の該す法 規制る 定限制昭 にが限和 か定が四 かめ定十 わらめ三 られら年 ずてれ法 `いて 律 なるい第 お間る百

従は土号

の改に第

例正お四

に後け十

よのる一

る建建条

築築第

基物一

準の項

法容の 施積規

行率定

細又に

則はよ

前

地一

 $\mathcal{O}$ 則 六 六 六 六 六 六 年年年年年年年 規十規十規十規 則月則 日六日六の らニ 号施 号 行 す る

ら八

 $^{\sim}$ 

 $\mathcal{O}$ 

則

七 + 号ら号

月

兀

施

行

す

る

す

る

 $\mathcal{O}$ 附規附 則 則一則 第月第 十日 三か二 施 行

施

- 20 -

 $\mathcal{O}$ 措 規 平 成 + 七 年 三 月 <del>---</del> 日 カコ 5 施 行 す る

渦

1

2 別建り 表ペ建 附規附規附規附規附規附規附規附規附第い築  $\mathcal{O}$ 一率物規 則は則は則は則は則は則は則ののの則置則 規 最建の 平公平平平公平平平平平平平平平定高ペ施 成布成成成布成成成成成成成成化限い行 + の + + + の + + + + + + + + か 度 率 の 七七七七七七十かに又際 年か年年年か年年年年年年年年かつは現 容に らい ずて積都 は率市 に計 な 関 お当 画 従該す 泆 前制る の限制昭 例が限和 に定が四 よめ定十 るらめ三 れら年 てれ法 いて律 るい第 間る百 は土号 、地 改に第 正お四 後け十 のる一 建 建 条 築築第 基物 一 準の項 法容の 施積規 行率定 細又に

則はよ

則 第

号

 $\mathcal{O}$ 則 規二規 則月 第十 日 カュ 5 施 行 す る

則 月 十十九三 号 日

カン

5

施

行

す

る

 $\overset{\sim}{\smile}$ 

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 則 則月 則 第六第 日 十か二 一ら号 行 す

る

号か号施

則 +る十 。六 日 施 行

5

す

る

則 行 第 す八

 $\sum_{}$ 

 $\mathcal{O}$ 

 $^{\sim}$ 

 $\mathcal{O}$ 

則 九日八七七日七七 規ら規十規ら規三規三規二 則施則月則施則月 第 兀 百 日 十る十か三 五ら十 号施 四 行 号 す

る。

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 則 第行第 六す 八 号

施 日

1

は 平 成 + 九 年 六 月 + 日 か 6 施 行 す る

経こ 正過の行 後措規期 の置則 建 潍 法 施 行 細 則  $\mathcal{O}$ 規 定 は  $\mathcal{O}$ 規 則  $\mathcal{O}$ 施

2

築 基

行

 $\mathcal{O}$ 

日

以

後

に

さ

n

る

建

築

基

準

法

昭

和

い係一十 7 る項五 建 附適 用築 お法 基 い律 準 7 同 平 法 日 成 施 用 前 す 行 に る 規 さ 則場 れ 規 昭を六 則 確和含条 第 申 + + 請 号 五一項 に 年の又 係建規は る 設 定 第 同 省 に六 項 令 よ条  $\mathcal{O}$ 第 るの 確 兀 確二 認 + 認第 申 号)  $\mathcal{O}$ 請 申項 第 請 に つ条 以れ いの 下 5 7 三  $\mathcal{O}$ は第 確規 認定 な 項申を お の請同 従 確 느 法 前 認と第  $\mathcal{O}$ 申い八 例 請 う十 に 書 八 ょ に 条 る つに第

 $\overset{\succ}{\smile}$  $\mathcal{O}$ 規 則 布  $\mathcal{O}$ 日 か年 5 施 行 す る

成二十 則 兀 八 号

 $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 則 成 成 ++ 年 年 四規 月 一第 日 五か十 5 施 行 す る

\_ 規 則 第 号

 $\overset{\sim}{\smile}$  $\mathcal{O}$ 則 成二十 <u>-</u> 月 + 十六 日 カゝ 5 施 行 す る

平平平平平平公 成二 + 三 年年年年年 規 則 第 カュー 5 号

 $\check{\ \ }$ 

 $\mathcal{O}$ 則 ++ 三 規四 月 第 二十 日 号) 施 行 す

る

 $\overset{\succ}{\smile}$ 画 区  $\mathcal{O}$ 六 規 附 規 附 域 規 附 規 附 規 附 規 附 の則 条は則は則項は則は則は則は則し 及 び公 別布成成  $\mathcal{O}$ 表 第 日 か四 5 一号六規施規市施 月則行則の行則 す 項 る を 十割二る るただ し 正 規 定第 + は 六 平 条 第 成 十 項

四 の

年 改

点 正

月規

日並

かび

施別

5

行

す

る

定

に

表

第

萩

都

市

計

号

 $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 則 布 成 O  $\overline{\phantom{a}}$ 日十 か 五 年ら年萩 す第 る四

` 七 第 兀 + 六号

 $\mathcal{O}$ + 則  $\mathcal{O}$ 二平平公平 項十十 七 第 年  $\mathcal{O}$ 下 日 -に「、第ロから施 六 行 十す 条る 0  $\mathcal{O}$ 三た 第だ 項 た第 だニ し 十 書 七 条 を 第 加 え 項 る  $\mathcal{O}$ 部 表 分  $\mathcal{O}$ に 改 限 る。 正 規 定

公 行 附 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 十 す る 八 年 規 則 第 兀 十 六

号

は

施 日

1 項  $\mathcal{O}$ 規期 び則 は 第 十 平 一成 条 二 の十 表八 の年 改六 正 月 規一 定日 はか 5 公 施 布 行 のす る。 日 か らた 施だ L 行 す る。  $\mathcal{O}$ 第二 + 七 条

第

2 十に一し過三八済機と す月年証等 か平る三 六の「 当ら成日 لح 十月 交 付いご 経年十 属 日日を う附 法 か受 三一 す 施 月年る同 。す らけ 第 る三四月日平たへ二 平条則 日十月 の前成 ŧ 末に の成第等  $\mathcal{O}$   $\overline{\phantom{a}}$ 日前十を一四の 属 日 日 除十項 ~ h ~ す 口 \_\_ る同らし の年く九に部 。年規 月 日平と報 =) 四定 の前成あ告 月 末に 三るの 三に月す 前十の日 十 関 日 る 回二はか一す日小 る の年 5 るか荷 Н と報 三 平 起 第 ら物 ま あ告 月成 算 十同専 で  $\mathcal{O}$ 三 の五年用 る L の日 ++ て間条五昇 はか一九一に第月降 一三機 一 ら 日年年 お 平 起 をい項十及 ま 几 ての一 成算 で月経 てド は規目防 三し 過  $\emptyset$   $\overline{\phantom{a}}$ 定ま火 土 十て 間 日 す 同 \_ で設 にかる項  $\mathcal{O}$ 通 年年お の備 5 日 中適 を 兀 い翌が 間 一 用 月経て 々 にに以 あ 毎 過 は年る 年つ同下 日す 同三場 四い項 かる項月合 月 7 に小 ら日 中三に 一は規荷 翌が 一十は 日 定物 下 年あ毎 か平 す専 \_ る年日当 ら成る用省 月場四一 該翌二検昇令 三合月と経年十査降

3 らが「に第 同あ毎つ四小一は日 附規附年る年い項荷日 五場四てに物 則は則は則は月合月は規専と該翌三の一 に一 定用す 平平平公平公平十は日平す昇る過 か成る 降 当ら二検 日 機 該翌十查 築 と経年九済  $\overline{\phantom{a}}$ 平 年年ら年ら年す過三年証 す月四の成 る三月交二 日十一付 十 九 の一日を 属日か受 年 け四 ~ S す る同平た 月 日成も 月 日 の前三  $\mathcal{O}$ 末に十にか 日前一限 6 回年る同 の五 。年 と報月 五 あ告三に月 の十関 + 日 一 す  $\mathcal{O}$ る はか日 日 らま第 起で十 ま 平算の五 成し間条の 三てに第 間 十一お一に 一年い項省 年をての 令 四経は規 附 月過 定則 す同の第 日る項適

+ 則 行 す 第 六 + =

日

る

+第 号)

附規附規 則 成成布成布成一 二二の二の二 年九九か九か八 四規施規施規る 月則行則 す 号日十る

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

則

 $\mathcal{O}$ 一第 か号 施 行 す る

- 23 -

か日中用条

施の す則 平 成 + 年 兀 月 日 カ 5 施 行 す る た + 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日

カ らこ

第

十

几

 $\mathcal{O}$ 附規附 則

 $\mathcal{O}$ 規 則 第は則は則は則は則は則は則は則は則るは 号令令令公令公令公令公令公令公令公平 様和和和和布和布和布和布和布和布成 の元の三 か年年年日年日年日年日年日年日十 ら七規四規か規か規か規か規か規か一 ら則ら 第一第施第施第施第施第施第

す五す

則

号)

 $\mathcal{O}$ 

則 則 る七る一る号る号る 号) 0

 $\overset{\sim}{\smile}$ 

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

別規附規附規附規附規附規附 則 式七七六六の五の四の三の二 別月則月則ら則ら則ら則ら則 行五行三行三行四行十行則 十か十す号す十す十す十 る

 $\mathcal{L}$ 

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

則 ら三 ン 行 す る

びの 記則 第日三日二 六 か 号ら三 様 施 号 施 号 式 行 ます でる  $\mathcal{O}$ 改た 正だ 規し 定、 は第 、八 令 条 和の 七改 年 正 四 規 月定 日 か + b 施 条 行 すの 改 る 。正

規

定

及こ

- 24 -

別表第一(第二十二条の二、第二十二条の三関係)

十分の七	十分の二十	全域	東和都市計画区域
十分の七	十分の二十	全域	大島都市計画区域
十分の七	十分の二十	全城	美祢都市計画区域
十分の六	十分の十	その他の区域	
十分の七	十分の二十	及び平郡の区域柳井市阿月、伊保庄	柳井都市計画区域
十分の七	十分の二十	その他の区域	月 者 下 言 匪 臣
十分の七	十分の三十	長門市俵山の区域	是月 87 行 十 町 区 或
十分の六	十分の十	その他の区域	
十分の七	十分の二十	野田の区域山陽小野田市大字小	区或山陽小野田都市計画
十分の六	十分の十	町 の	岩国都市計画区域
十分の六	十分の十		言 [
十分の七	十分の二十	区域下松市大字笠戸島の	南 形 十
建蔽率の数値	容積率の数値	区域	都市計画区域

下松市 光市 市 町 渋木、 全域 全域 俵山、深山湯本及び真木の区域 区 域 三百メートル未満 三百メートル以上 三百メートル未満 三百メートル以上 三百メートル以上 三百メートル未満 標高による区分 メートル) 垂直積雪量 三十 三十 五十 七十 五十 五十

別表第二(第二十五条関係)

十分の六	十分の十	その他の区域	
十分の七	十分の二十	び大字佐合島の区域字小郡、大字佐賀及平生町大字尾国、大	平生都市計画区域
十分の六	十分の十	全域	田布施都市計画区域
十分の六	十分の十	光市の区域	周南東都市計画区域

和木町全域			山陽小野田市 その他の区域 大字厚狭の区域		そ <i>の</i> 化 <i>の</i> 国 垣	$\mathcal{C}$	<b>美</b> 角杆 ————————————————————————————————————		及び美東町絵堂の区域町上、於福町下、豊田前町伊佐町河原、大嶺町奥分、	及町伊	及町伊 そ	及町伊 そ ュ	及町伊 そ 平	及町伊 そ 平	及町伊 そ 平 そ	及町伊 そ 平 そ	及町伊 そ 平 そ 3
									4の区域 下、豊田前町麻生上、美東町赤 八嶺町奥分、大嶺町北分、於福	室の区域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	室の区域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	室の区域 下、豊田前町麻生上、美東町赤へ嶺町奥分、大嶺町北分、於福町北分、於福	室の区域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	室の区域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	室の区域	学の区域 で豊田前町麻生上、美東町赤 でででする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	学の区域 「、豊田前町麻生上、美東町赤八嶺町奥分、大嶺町北分、於福町北分、於福
	三百メートル未満	三百メートル以上			三百メートル未満	三百メートル以上		三百メートル未満	三百メートル	三百メートルル	三百メートルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルル	三百メートルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルル	三百 三百 三百 メートトトルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルルル	三百 三百 メートトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトトト	三百     三百     三百     三百     メ       五百     メ     メ     メ     メ       ト     ト     ト     ト     ト	三百メ     三百メ     二百メ     六百メート       トトトトトトトトトト	三百     三百     三百     三百     六百     三百       本     メ     メ     メ     メ     メ       ト     ト     ト     ト     ト     ト     ト
二十	二十	四十	三十	四十	四十	六十	7	<u></u> 六 十	六八十十	六八三十十十	六八三五十	六 八 三 五 二 十	六 八 三 五 二 四十	六 八 三 五 二 四 三 十	六 八 三 五 二 四 三 五 十	六 八 三 五 二 四 三 五 七 十	六 八 三 五 二 四 三 五 七 四 十 十 十 十

	Si 证 田	可 失 丁		立 左 田	区 E 丁	田布施町		三
代の日本	<u> </u>	域	域       三百メートル         全域       三百メートル以上         全域       三百メートル以上         三百メートル       三百メートル         三百メート       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<b>当</b> 填	全龙		
三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル未満	三百メートル以上		三百メートル未満	三百メートル以上
三十	五十	百二十	百四十	三十	五十	三十	<u></u> +	四十